

山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

令和2年3月26日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年形広連条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 条例第3条に定めるフルタイム会計年度任用職員の給与のうち、給料については、山形市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年山形市条例第14号。以下「山形市給与条例」という。）第6条第1項第1号に規定する給料表を準用する。

2 条例第2条に定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬のうち、時間外勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬（以下「時間外勤務手当相当報酬等」という。）を除いた報酬（以下「基本報酬」という。）は、月額とし、山形市給与条例第6条第1項第1号に規定する給料表を準用して得られた額に、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じた額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(会計年度任用職員の職務の級)

第4条 会計年度任用職員の職務の級は、別表第1に掲げる等級別基準職務表によるものとし、その職務に応じ決定するものとする。

(会計年度任用職員の号給)

第5条 会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級に基づき、別表第2に掲げる初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）による号給とし、同表に定めがないときは、同表において定める号給を基礎として、その者の属する職務の級に昇格した場合に山形市給与条例の規定を準用して得られる号給とする。

2 会計年度任用職員となった者の号給の上限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事務補助 1級9号給
- (2) 医療事務 1級23号給
- (3) 保健師 1級53号給。ただし、2級に該当する場合は、2級21号給
(会計年度任用職員の給与の支給)

第6条 会計年度任用職員の給与（期末手当を除く。）は、口座振替の方法により、毎月21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

第7条 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料（パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬。以下この条において同じ。）を支給する。

- 2 会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 3 会計年度任用職員が月の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 離職した場合
- (2) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (4) 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和2年形広連条例第5号）の規定により、育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

- 4 第1項又は前項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から当該会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

（会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 条例第3条に定めるフルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給については、山形市給与条例の規定を準用する。

第9条 条例第6条に定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用については、前条に定めるフルタイム会計年度任用職員に対して支給する通勤手当に相当する額とする。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第10条 条例第6条に定めるパートタイム会計年度任用職員の職務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

- 2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、常勤職員の例による。

（会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第11条 会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条から第13条まで

において「正規の勤務時間」という。) 外に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、時間外勤務手当に相当する報酬。以下この条において同じ。)として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- (3) パートタイム会計年度任用職員においては、第1号に掲げる勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第1号の規定にかかわらず、100分の100とする。

2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 前項の勤務の時間 100分の50
(会計年度任用職員の休日勤務手当)

第12条 祝日法による休日(代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜ

られた会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、休日勤務手当に相当する報酬。以下この条において同じ。）を支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

（会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第13条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（会計年度任用職員の期末手当）

第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員に対して、別表第3に定める日（同表の支給日欄に定める日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日。以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬）月額とする。

4 任期の定めが6か月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員とみなす。

5 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員と

して任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満の者に限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員とみなす。

（期末手当の支給差止め）

第15条 期末手当の支給の差止めに関しては、山形市給与条例の規定を準用する。

（会計年度任用職員の1時間当たりの給与額）

第16条 第11条から第13条までに規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬）の月額に12を乗じ、その額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（会計年度任用職員の給料及び報酬の減額）

第17条 会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他広域連合長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（会計年度任用職員の給与等に係る端数計算）

第18条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第11条から第13条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、時間外勤務手当相当報酬等）の額を算定する場合並びに第7条に規定する給与の日割計算を行うに当たり、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 前条の規定により給与を減額する場合の基礎となる時間数及び時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、時間外勤務手当相当報酬等）の支給の基礎となる勤務時間は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この時間において、その時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（会計年度任用職員の昇給）

第19条 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用に関する規則（令和2年形広連規則第5号）第5条の規定により、引き続き会計年度任用職員として採用された会計年度任用職員の昇給は、引き続き会計年度任用職員として採用された日以前1年間におけるその者の勤務実績に応じて、次の各号に基づき行うことができる。

(1) 会計年度任用職員（広域連合の規定に基づく懲戒処分を受けたこと及びこれに準ずるものに該当したときを除く。）の昇給の号給数は、4号給とする。

(2) 会計年度任用職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	主任相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第2（第5条関係）

初任給基準表

職種	学歴・免許・経験	職務の級	号給
事務補助	高等学校卒業程度	1級	1号給
医療事務	医療事務に関する資格	1級	15号給
保健師	保健師資格、実務経験3年未満	1級	25号給
	保健師資格、実務経験3年以上5年未満	1級	37号給
	保健師資格、実務経験5年以上	1級	45号給

別表第3（第14条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日